

所属建築士の変更

建築士事務所の開設者は、事務所に所属する建築士に変更があった場合は、3ヶ月以内に変更届を提出してください。(建築士法第23条の5第2項)

※所属する建築士の氏名及びその者の一級建築士・二級建築士・木造建築士の別に変更があった場合も届出をしてください。(但し、建築士登録変更後)

■申請に必要な書類 <正副2部(副本はコピー可)提出>

①建築士事務所登録事項変更届(様式3)

②添付書類

・所属建築士の氏名等(別紙2)管理建築士も含めて全員記入

■提出先・問い合わせ先

長野県指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

〒380-0936 長野県長野市岡田町124-1 長水建設会館2階

(当協会ホームページ <http://www.nsjk.com> を参照ください)

Tel 026-225-9277 Fax 026-225-9278

届出書の提出は郵送(簡易書留)による受付も取り扱います。但し、変更通知書及び変更届出書(副本)の返信用封筒(切手貼付)も同封の上、提出してください。